

自治・町内会長 各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公印省略)

令和4年度(2022年度)鎌倉市3R推進事業計画書の提出について(通知)

日頃より本市のごみ処理行政に格段の御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、3R推進事業奨励金制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)は事業の実施を見送ってきましたが、令和4年度(2022年度)につきましては、感染防止対策を講じつつ本制度を実施いたします。

つきましては、令和4年度(2022年度)の3R推進事業を実施していただく場合、別添「鎌倉市3R推進事業計画書」に必要事項を御記入のうえ、次の提出期限までに御提出いただきますようお願いいたします。

別添「事業マニュアル」を御参照の上、各帳票に御記入ください。
御質問等がございましたら、事務担当まで御連絡ください。

1 鎌倉市3R推進事業計画書提出期限

令和4年(2022年)6月30日(木)まで

※提出を予定している団体で、提出期限に間に合わない場合は、事務担当まで御相談ください。

2 添付書類

- (1) 鎌倉市3R推進事業計画書
- (2) 鎌倉市3R推進事業計画書記入例
- (3) 鎌倉市3R推進事業変更計画書
- (4) 鎌倉市3R推進事業奨励金交付制度事業マニュアル

～手続きの流れ～(年度の途中で会長が変更した場合は、計画書等の引き継ぎをお願いします)

1. 年度初め(6月) 3R推進事業計画書の提出(今回の通知の内容です。)

2. 年間を通じて、自治会・町内会が計画書に基づき3R推進事業を実施

※年度の途中で、提出した計画よりも実施する事業数が増加し、奨励金交付予定額が増えるなどの変更が生じる場合は変更計画書を提出(実施予定月の変更など、軽微な変更の場合は提出不要)

3. 年度末(3月)3R推進事業実績報告書の提出、市の奨励金交付(2023年5月末予定)

事務担当は、鎌倉市環境部ごみ減量対策課
大島・山田

電話:0467-61-3396(直通)

FAX:0467-23-8700(代表)

Email:gomi@city.kamakura.kanagawa.jp

鎌倉市3R推進事業計画書

登録番号 ※市が記入します。

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

自治・町内会名

代表者住所 鎌倉市

代表者氏名

電話 ()

次のとおり、令和4年度(2022年度)鎌倉市3R推進事業計画書を提出します。

世帯数

..... 世帯 ※4月1日現在の世帯数

事業計画	番号	実施予定事業 (↓該当する項目の□に✓し、実施予定月をご記入ください。)	対象事業例
	1	<input type="checkbox"/>	市職員を講師とし、自治・町内会で実施するごみ施策等の説明会
2	<input type="checkbox"/>	自治・町内会員による3Rに関する勉強会	会員を講師としたごみ減量に関する勉強会、分別に関する意見交換会等
3	<input type="checkbox"/>	3Rを推進するイベントに関する事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2)	マイ皿及びマイカップを用いた行事の開催、バザー(不用品交換会、フリーマーケット)の開催等
4	<input type="checkbox"/>	3Rを推進する独自の啓発事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2)	ごみの分別に関する会報の回覧、独自に作成したごみ出しカレンダーの掲示、アンケートの実施等
5	<input type="checkbox"/>	クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業 ※年度を通じ、4回以上の実施が対象	間違いごみに関する指導、分別指導の張り紙掲示、クリーンステーションへの不法投棄対策等
6	<input type="checkbox"/>	生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業	家庭での生ごみ減量の工夫(生ごみの水切り、計画的な食料品の購入等)に関する勉強会等
7	<input type="checkbox"/>	生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業	生ごみ処理機使用者による勉強会、生ごみ処理機の紹介や使用者の感想等をまとめた資料の配布等

(注) 1 対象事業例については、別途事業マニュアルに定めます。

2 実施事業3及び4は、報告書提出時に事業内容の分かる資料を添付してください。(実施したイベントの案内、作成した会報及びポスター等)

令和4年6月3日

記入例

自治・町内会名 鎌倉市役所自治会

代表者様の住所、氏名、電話番号をご記入下さい。

代表者住所 鎌倉市御成町18番10号

代表者氏名 鎌倉 太郎

電話 0467(61)3396

次のとおり、令和4年度(2022年度)鎌倉市3R推進事業計画書を提出します。

世帯数

250

世帯 ※4月1日現在の世帯数

番号 (↓該当する項目の□)	事業内容	対象事業例
1	<input checked="" type="checkbox"/> 市職員を講師とし、自治・町内会で実施するごみ施策等の説明会 6月	市職員を講師としたごみ施策や分別に関する説明会等
2	<input checked="" type="checkbox"/> 自治・町内会員による3Rに関する勉強会 10月	会員を講師としたごみ減量に関する勉強会、分別に関する意見交換会等
3	<input checked="" type="checkbox"/> 3Rを推進するイベントに関する事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2) 4月	マイ皿及びマイカップを用いた行事の開催、バザー(不用品交換会、フリマ等)の開催等
4	<input type="checkbox"/> 3Rを推進する独自の啓発事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2) 月	
5	<input checked="" type="checkbox"/> クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業 ※年度を通じ、4回以上の実施が対象 5月7月 9月12月	
6	<input type="checkbox"/> 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業 月	家庭での生ごみ減量の工夫(生ご同じ月日に、事業計画番号2、6、7に関する勉強会を行った場合は、そのうちの1つのみが交付対象となります。
7	<input type="checkbox"/> 生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業 月	の感想等をまとめた資料の配布等

・令和4年(2022年)4月からの事業が対象です。

事業番号3、4については、3月頃の報告書提出の際に事業内容の分かる資料の提出が必要となります。

事業番号5は、3回以下の実施だと対象外となります。

家庭での生ごみ減量の工夫(生ご同じ月日に、事業計画番号2、6、7に関する勉強会を行った場合は、そのうちの1つのみが交付対象となります。

(注) 1 対象事業例については、別途事業マニュアルに定めます。

2 実施事業3及び4は、報告書提出時に事業内容の分かる資料を添付してください。(実施したイベントの案内、作成した会報及びポスター等)

鎌倉市3R推進事業変更計画書

登録番号 ※市が記入します。

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

自治・町内会名.....

代表者住所 鎌倉市.....

代表者氏名.....

電話 ().....

次のとおり、 年 月 日付け鎌 第 号により承認を受けました 年度鎌倉市3R推進事業計画を次のとおり変更します。

世帯数

..... 世帯 ※4月1日現在の世帯数

番号	実施予定事業 (↓該当する項目の□に✓し、実施予定月をご記入ください。)	対象事業例
1	<input type="checkbox"/>月 市職員を講師とし、自治・町内会で実施するごみ施策等の説明会	市職員を講師としたごみ施策や分別に関する説明会等
2	<input type="checkbox"/>月 自治・町内会員による3Rに関する勉強会	会員を講師としたごみ減量に関する勉強会、分別に関する意見交換会等
3	<input type="checkbox"/>月 3Rを推進するイベントに関する事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2)	マイ皿及びマイカップを用いた行事の開催、バザー(不用品交換会、フリーマーケット)の開催等
4	<input type="checkbox"/>月 3Rを推進する独自の啓発事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2)	ごみの分別に関する会報の回覧、独自に作成したごみ出しカレンダーの掲示、アンケートの実施等
5	<input type="checkbox"/>月.....月月.....月 クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業 ※年度を通じ、4回以上の実施が対象	間違いごみに関する指導、分別指導の張り紙掲示、クリーンステーションへの不法投棄対策等
6	<input type="checkbox"/>月 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業	家庭での生ごみ減量の工夫(生ごみの水切り、計画的な食料品の購入等)に関する勉強会等
7	<input type="checkbox"/>月 生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業	生ごみ処理機使用者による勉強会、生ごみ処理機の紹介や使用者の感想等をまとめた資料の配布等

(注) 1 対象事業例については、別途事業マニュアルに定めます。

2 実施事業3及び4は、報告書提出時に事業内容の分かる資料を添付してください。(実施したイベントの案内、作成した会報及びポスター等)

1 鎌倉市3R推進事業奨励金交付制度

鎌倉市ではごみの発生抑制、再使用及び再生利用を推進する事業（以下「3R推進事業」という。）を積極的に取り組む自治・町内会に対して奨励金を交付しています。

2 対象団体

対象団体は、自治・町内会長名簿（地域のつながり課作成）に記載されている自治・町内会となります。

※ 子供会や老人会などの団体は対象になりません。

3 対象事業

3R推進事業が対象になります。（2ページ参照）

4 奨励金の交付を受けるための手続き

(1) 団体登録申込書の提出

団体登録申込書を提出してください。

市が適当と認めた団体に登録決定通知書を送付します。

- ・ 団体登録は廃止届を提出しない限り、次年度以降も有効です。

(2) 事業計画書の提出

今年度は6月30日（木）までに事業計画書を提出してください。

- ・ 実施を予定している団体で、提出期限までに間に合わない場合は、事務担当まで御相談ください。
- ・ 実施する事業が計画から増加し、奨励金の交付予定金額が増加するなどの変更があった場合は、変更計画書を提出してください。
- ・ 実施予定月の変更など、軽微な変更の場合は提出不要です。

(3) 実績報告書の提出

計画書に記載した事業を実施した後、実績報告書を提出してください。提出時期は3月頃を予定していますが、報告書提出時期が近くなりましたら改めて通知いたします。

- ・ 一部の事業については、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。

5 交付額

事業実施年度の4月1日現在の自治・町内会の世帯数を基準とした世帯数当たりの額と事業の実施回数に応じた額の合計を交付します。（4ページの、交付金額を参照）

6 交付方法

実績報告書確認後、登録団体の代表が指定する銀行口座に振り込みます。

3R（スリーアール）とは

天然資源が大切に使われ、環境への悪影響が少ない社会、循環型社会を構築していくための取り組みとその優先順位をあらわした言葉のそれぞれの頭文字をとって3Rといいます。

3R＝ [「Reduce（リデュース）＝ごみの発生抑制」、「Reuse（リユース）＝ごみの再使用（リユース）」、「Recycle（リサイクル）＝ごみの再生利用（リサイクル）」]

◆対象事業

3R推進事業（事業番号1～7）が対象となります。

【交付条件】

・年度を通じて2事業以上実施すること

※ ただし、1事業につき、交付対象となるのは1回までとなります。

何度実施しても、同じ事業であれば1回のみ交付対象となります。

・対象となる事業の実施期間は、当該年度の4月1日から3月31日までです。

【注意事項】

※ 補助金の交付対象となる事業数の上限は、4事業までです。

※ 同じ日に、事業番号2、6、7に関する勉強会を行った場合は、そのうちの1つのみが交付対象となります。

※ 市職員が事業番号1と同日に、事業番号6、7に関する説明を行った場合は、事業番号6、7は認定対象外になります。

【対象外の事業】

次の事業は対象となりませんので、ご注意ください。

1 清掃を目的とした事業

（例）クリーンデーにおける清掃活動

2 市から貸与又は補助金等を受けている事業

（例）補助金の交付を受けたリユース食器の使用、市から生ごみ処理機の貸与を受けること

※ なお、貸与を受けた生ごみ処理機を用いて勉強会等を行う場合は、交付対象となります。

3 自治・町内会が参加しない事業

（例）自治会（町内会）の参加しないこども会による事業

4 自治・町内会以外で作成した資料を用いた事業

（例）市の広報物の回覧、業者のパンフレットの回覧

事業番号1

市職員を講師とし、自治・町内会で実施するごみ施策等の説明会

対象の事業は、

- | |
|---|
| ・市職員を講師としたごみ施策に関する説明会
・市職員を講師としたごみの分別に関する説明会 |
|---|

等です。

- ・説明会の申込みは、ごみ減量対策課への電話、又は窓口で受付けています。

事業番号2

自治・町内会員による3Rに関する勉強会

対象の事業は、

- | |
|---|
| ・会員を講師としたごみ減量に関する勉強会
・自治会（町内会）内でのごみの分別に関する意見交換会
・廃棄物減量化等推進員によるごみ処理施策に関する勉強会 |
|---|

等です。

事業番号3

3Rを推進するイベントに関する事業

対象の事業は、

- ・マイ皿及びマイカップを用いた行事の開催
- ・バザー（不用品交換会、フリーマーケット）の開催
- ・体育大会でごみ分別競争や分別クイズ等を実施
- ・お祭り等でごみの分別啓発コーナーの設置

等です。

- ・ 報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出（イベントの案内、体育大会のプログラム等）が必要となります。

事業番号4

3Rを推進する独自の啓発事業

対象の事業は、

- ・ごみの分別に関する会報の回覧
- ・独自に作成したごみ出しカレンダーの掲示
- ・ごみに対する意識調査、実態把握等を目的としたアンケートの実施
- ・ミックスパー排出用の紙袋の回収ボックスの設置
- ・アルミ缶の自主回収

等です。

- ・ 独自に作成した配布物、掲示物等は、自治・町内会で作成したものが対象となります。
- ・ 掲示物については、掲示開始日が実施月日となります。
- ・ 報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出（会報やカレンダー等の写し、事業に関するお知らせ等）が必要となります。

事業番号5

クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業

対象の事業は、

- ・ごみ出しのマナーが悪いクリーンステーションの見回り、指導
- ・ごみの分別間違いが多いクリーンステーションに正しい分別を啓発する張り紙を掲示
- ・クリーンステーションへの不法投棄に対する指導

等です。

- ・ 本事業は、年度（4月から翌年の3月まで）を通じ定期的に行うものとし、計4回以上の実施で交付対象になります。
- ・ 掲示物については、掲示開始日が実施月日となります。

事業番号6

生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業

対象の事業は、

- ・家庭での生ごみ減量の工夫（生ごみの水切り、計画的な食料品の購入）に関する勉強会
- ・生ごみを家庭で処理する方法（土に埋める等）についての勉強会
- ・生ごみ減量の方法について事例を取りまとめたチラシの回覧

等です。

- ・ 独自に作成した配布物、掲示物等は、自治・町内会で作成したものが対象となります。
- ・ 生ごみの減量に関する勉強会は、事業番号1と同日に市職員が説明した場合は、対象外です。

事業番号7

生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業

対象の事業は、

- ・生ごみ処理機の利用者による使用方法についての勉強会
- ・自治会（町内会）で作成した生ごみ処理機についての掲示物の掲示
- ・生ごみ処理機の利用者の感想をまとめたチラシの回覧
- ・自治会（町内会）で利用している生ごみ処理機を利用した勉強会

等です。

- ・ 独自に作成した配布物、掲示物等は、自治・町内会で作成したものが対象となります。
- ・ 生ごみ処理機に関する勉強会は、事業番号1と同日に市職員が説明した場合は、対象外です。

◆交付金額

自治・町内会の世帯数	奨励金の交付額	
	世帯割 (年額)	実施回数割（1回あたり） ※交付の上限は4回まで
200世帯以下	10,000円	3,000円
201世帯以上400世帯以下	20,000円	
401世帯以上600世帯以下	30,000円	
601世帯以上800世帯以下	40,000円	
801世帯以上1,000世帯以下	50,000円	
1,001世帯以上1,200世帯以下	60,000円	
1,201世帯以上1,400世帯以下	70,000円	
1,401世帯以上1,600世帯以下	80,000円	
1,601世帯以上1,800世帯以下	90,000円	
1,801世帯以上2,000世帯以下	100,000円	
2,001世帯以上2,200世帯以下	110,000円	
2,201世帯以上	120,000円	